

第九管区海上保安本部公示第63号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和4年11月4日

第九管区海上保安本部長

倉田 雄二 （公印省略）

福浦港の水路測量

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 石川県中能登土木総合事務所 羽咋土木事務所
住 所 石川県羽咋市石野町へ31

2 水路測量を実施する区域及び期間

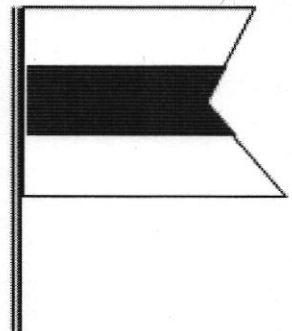
区 域 福浦港（付図に示すとおり）
期 間 令和4年11月21日から令和4年12月23日までのうち2日間

3 水路測量の実施方法

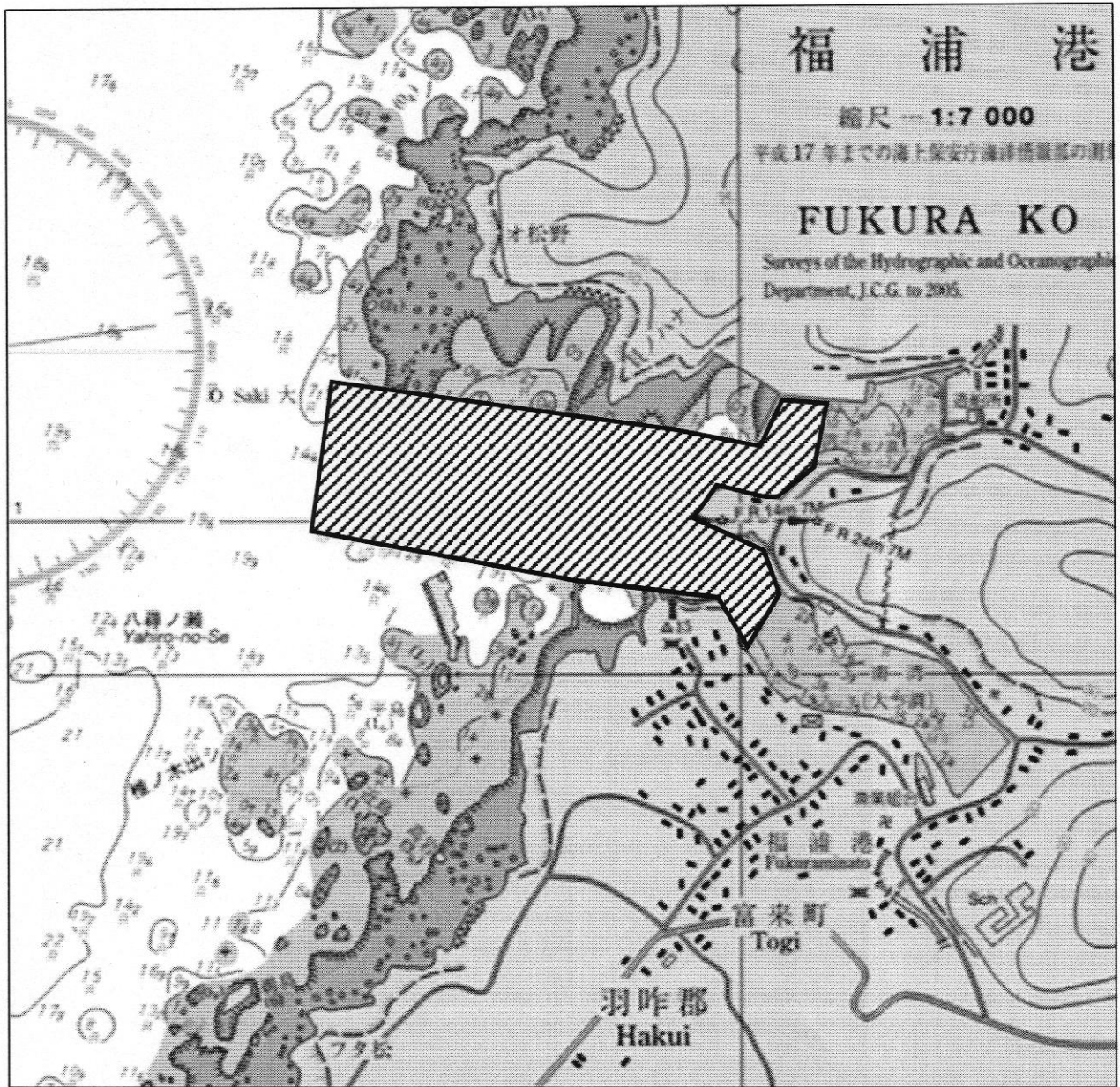
GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う。

4 航行船舶に対する安全措置

- イ 作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。
- ロ 九管区水路通報により周知する。



付図



 測量区域